

重度後遺症被害者の裁判(25)

平成18年2月9日

高次脳機能障害⑤【就職(復職)と裁判】

—『念願の就職(復職)なのに示談しなければならないのか』と悩む家族へ—

1 問題点

労働能力100%喪失とされる1級～3級の高次脳機能障害被害者が症状固定後に就労した時、不利益となるのでしょうか。生活と裁判は矛盾するのでしょうか？

高次脳機能障害と判定されても、被害者や家族は『従前の生活』を希望し、就職等を意図して前向きにリハビリに取り組みます。ところが裁判の障害(壁)となるのが、本人が就職や復職した場合です。例えば3級以上の認定を受ければ、労働能力喪失100%とされ、就職することはマイナスとなる、と思う家族や弁護士が多いのが実情です。現実を示談交渉をしてくる損保は就労している場合は、労働能力喪失割合を70%や50%とします。1級事例でも50%とする例すらあります。

現に就職していると、損保は民事裁判では『等級』を争い、『労働能力喪失してないからせいぜい50%の喪失』と主張し、不当に低い金額を呈示するのです。

また損保は以前議論した『将来介護費用』を当然に認めないとなります。

2 事務所の相談から

この問題で悩む家族は多いようです。

事例①

被害者家族『せっかく働くことのできる場ができました。でも等級を争われたり、逸失利益がないとされることになるおそれがあるので、示談で済みますか、とあきらめようかと悩みぬく毎日です』と。

私 『答えはすぐに出さないほうがいいです。裁判することによって就職が不利益になるわけではありません。就職しても労働能力喪失を認める判例もあります。いわば職場をリハビリの扱いのようにみなすのです』と。

事例②

被害者家族『自賠償等級1級なんですけど、某電鉄会社に復職しました。損保からは働いているから、労働能力は100%喪失でない』と言われていますが、示談に応じなければなりませんか？』(示談額は自賠償を含

み7千万)

私『会社が大手だと障害者雇用枠を活用するので復職はこれにより
ますから福祉的要素となります。理論的には100%喪失で計算されるは
ずで、示談に応じる必要はありません。』

3 解説

高次脳機能障害の裁判は、生活と裁判とが矛盾する 경우가よくあり、
これもその典型の一つかもしれません。生活面では就職や復職が一番
のリハビリなのですが、裁判でこれが災いする面があります。つまり就職
や復職によって労働能力喪失割合が下げられ、等級認定を争われ、ひ
いては将来介護費も請求しないとなります。これは損保の理屈でありま
す。ところが実際は、被害者の大いなる努力や家族の涙ぐましい努力で
復職が遂げられたのであり、或いは雇用会社の障害者雇用枠制度の利
用により就職や復職が出来たりする場合がほとんどです。労働能力が復
活したわけではないのです。

しかし外形的に給料をもらってる事実がありますから、損保から『働い
ているじゃないか』と言われ、肩身の狭い思いをする高次脳機能障害者
の家族の姿があります。

先日の東京地裁判決(17.10.27.)はこの問題に答えました。

すなわち1級3号事案で、復職しても逸失利益は労働能力喪失9割とし
ました。

その理由は1級障害者の職務を【周囲の恩恵的な配慮と、本人の多大
な努力による】就労と認定しました。高次脳機能でたまたま職場復帰した
事案で共通して使える理由です。

いわゆる赤い本(交通事故損害賠償算定基準)には、【減収がなくても
逸失利益を認める ^種例】として、これと同腫事案が何例か記載されています。

なぜ逸失利益を積極的に認めるのかの理由が大事です。判例の理由
を挙げると

『減収がないのは本人の特別の努力によるため』

『勤務による収入は福祉的要素が強いため』

『被害者の不断の努力によるため』などです。

裁判では事例に即して、理由を考える必要があると思います。

▶ [加害者天国ニッポン・これまで指摘してきたメッセージ一覧を見る](#)

■ [ホームへ](#)

■ [著者 松本 誠 について](#)